

さぬき動物愛護センター 譲渡対象者の要件
(香川県犬及び猫の譲渡事業実施要綱第5条)

- 1 動物の譲渡の申込者は、成年者であること。
- 2 譲り受けた動物を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
- 3 動物を飼養することについて、家族等の全員が同意していること。
- 4 家族等の中に動物の世話のできる者がいること。
- 5 えさ代、病気の予防・治療費などの費用がかかることを承知していること。
- 6 譲り受けた動物が不妊去勢手術を実施されていない場合には、不妊去勢手術の必要性を理解した上で、動物病院等の獣医師と相談し、不妊去勢手術を行うこと。
- 7 譲り受けた動物を、終生愛情をもって適正に飼い続けられるよう、終生飼養の確保ができること。
- 8 過去に自己の所有する動物について、保健所等が動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項による引取りをしたことがないこと。
- 9 香川県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年香川県条例第2号)第18条に規定する講習として保健所長等が認める、さぬき動物愛護センター所長が実施する講習を過去1年以内に受講していること。